様式第128号の3（第43条関係）

|  |
| --- |
| 取扱電話局 |
| 電話局 |
| 参加差押通知書 |
| 年　　月　　日住(居)所（所在地）氏名（名称）　　　　　　　　　　　　　殿村長　　　　　　　下記のとおり、滞納金額を徴収するため、参加差押をします。国税徴収法第86条第2項の規定により通知します。 |
| 滞納者 | 住(居)所(所在地) |  |
| 氏名(名称) |  |
| 滞納金額 | 年度 | 税目 | 納期限 | 督促状発付年月日 | 税額 | 督促手数料 | 延滞金額 | 加算金額 | 加算金額 | 滞納処分費 |
|  |  | ・・ | ・ ・ | 円 | 円 | 下記の金額円 | 円 | 円 | 下記の金額（　　）円 |
|  |  | ・・ | ・ ・ |  |  | 〃 |  |  | 〃（　　　） |
|  |  | ・・ | ・ ・ |  |  | 〃 |  |  | 〃（　　　） |
| 計 |  |  |  |  |  |  |
| 参加差押財産 | 局番 | 電話番号 | 電話機の設置場所 | 備考 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 執行機関名 |  | 差押年月日 | 　　年　　月　　日 |
| 記 | 連絡先 |
| 所属 | 氏名 | 電話 |
| 課係 |  |  |
| 1　「延滞金額」は、納期限（更正、決定、修正申告書の提出があった場合は、その納期限）の翌日から納付（納入）の日までの期間に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます｡）に年14.6パーセント（納期限（更正、決定、修正申告書の提出があったものは、申告納付（納入）すべきであった納期限までの期間、又はこの納付（納入）すべき納期限）の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合で計算した金額です。なお、計算した額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が500円未満であるときは、その端数金額又はその全額は切り捨てます。2　「滞納処分費」は滞納処分に要した費用で、（　）書の金額は、この通知書作成の日までのものです。3　この通知について不服があるときは、この通知書を受けとった日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、村長に審査請求をすることができます。 |